

議案第43号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第3条の規定により、下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

天理市長 並 河 健

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 学習用情報端末 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 239,339,980円 |
| 4 | 契約の相手方 | 奈良市高天町10-1 T.T.ビル4階
キシステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井 門 英 也 |
| 5 | 支出科目 | 一般会計
(款) 教育費 (項) 小学校費
(款) 教育費 (項) 中学校費 |